「いじめ」を把握したときの対応について

上田市立塩田中学校

別表３

いじめに発展する恐れのある事案の把握・いじめの把握
（日常の観察・いじめアンケート・教育相談・生徒や家庭からの訴え等の情報から）

↓

情報を得た職員

↓

担任・生徒指導主事等 ⇔ 教頭 ⇔ 校長

招集・指示

いじめ対策委員会

対応方針・分担決定

↓

全職員での情報共有
- 事実の報告
- 対応方針の共通理解

↓

当該生徒との事実確認
- 被害生徒との面談
- 加害生徒との面談（一人ずつ）

被害生徒の家庭へ
- 謝罪と把握した事実の報告
- 対応方針の説明

関係機関との連携
- 上田市教育委員会
- 上田警察署生活安全課
- 長野中央児童相談所

他

いじめ対策委員会
- 事実確認した内容を報告し、全体像を把握
- 被害生徒及び加害生徒への対応を協議
- 指導体制の構築と学年・学級等での指導内容などの協議

↓

学校職員全員での情報共有
- 経過の報告
- 対応策や指導内容についての共通理解

被害生徒の家庭へ
- 経過報告
- 加害生徒への指導内容説明

加害生徒の家庭へ
- 事実の報告
- 指導内容の説明
- 家庭での支援を要請

↓

いじめ解消に向けた指導・取り組み
- 加害生徒への指導
  ※行為の振り返りと今後に向けた決意の作文・部活動停止の措置等
- 加害生徒（保護者）から被害生徒（保護者）への謝罪・今後に向けての話し合い
- 学級、学年（部活動）での全体指導
  ※人権感覚の向上（傍観者的立場への指導も含む）

被害生徒の家庭へ
- 経過報告
- 学級での指導内容の説明
- 学校での生徒の様子報告

加害生徒の家庭へ
- 学級での指導内容の説明
- 学校での生徒の様子報告

↓

学校職員全員での今後のいじめ対応についての共通理解

↓

経過観察